

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行法施行規則別紙様式第1号ほか	<p>本件銀行法規則改正案は、海外営業拠点を有する銀行と有しない銀行が記載すべき表を1つの様式にまとめています。</p> <p>しかし、同案により、両銀行が記載すべき表は、大きく異なるものとなっています。それにもかかわらず、これらを1つの様式にまとめるのは、不合理だと思います。</p> <p>したがって、海外営業拠点を有する銀行と有しない銀行の提出すべき様式を、別の番号の様式に分けるべきだと思います。</p>	<p>新しい自己資本比率規制の適用時期が国際統一基準行・国内基準行それぞれで異なっていることから、本案のとおり記載すべき表も異なるものとなっております。</p> <p>国内基準行へ新しい自己資本比率規制が適用されるタイミングで、今回改正の国際統一基準行と極力整合的な様式に改正する予定であることから、引き続き1つの様式とさせていただきます。</p>
2	銀行法施行規則別紙様式第1号ほか	<p>貸借対照表(様式第3号等)に「金融商品等差入担保金」及び「金融商品等受入担保金」という勘定科目が追加されているが、「金融商品等」とした場合、「等」に金融商品以外の何が含まれるかが不明確であるため、それぞれ「金融派生商品差入担保金」及び「金融派生商品受入担保金」とすべきである。</p>	<p>追加する勘定科目は、現金を担保とする金融商品の取引において使用することを考えておりますので、「金融派生商品」ではなく「金融商品等」としております。金融派生商品は「等」に含まれると整理しております。</p>
3	銀行法施行規則別紙様式第1号ほか	<p>今回の改正で追加される「金融商品等差入担保金」及び「金融商品等受入担保金」という勘定科目のうち、資産科目は現行の貸借対照表(様式第3号等)で設置されている「先物取引差入証拠金」「先物取引差金勘定」の次に、負債科目は「先物取引受入証拠金」「先物取引差金勘定」の次に、各々掲記すべきではないか。</p>	<p>追加箇所につきましては、勘定科目の性質という観点で、いただいたご意見の箇所に追加することも検討いたしましたが、今回の追加は、金融商品等の取引における担保金であることを踏まえ、金融派生商品の次に追加することといたしました。</p>